

## 医療機関の皆様へ

貴機関とご家族だけでは、支援が難しいと思う時に  
支援に必要な連携の輪を作るお手伝いをいたします



東京都自殺未遂者対応地域連携支援事業

# 東京都こころといのちのサポートネット

**TEL 03-5333-6484**

相談受付 9:00~17:00 年中無休

## こんな時にご利用ください

貴機関に搬送または自ら受診した自殺未遂者・希死念慮のある方について

- 処置は済んだが、精神的に追いつめられていて、このまま家に帰すのは心配だ
- ご本人やご家族だけでは、これからの生活の道筋を立てていくことが簡単ではない
- 精神科の医療が必要だが、  
今、利用している機関のネットワークでは、受診先がみつけれない

このような方がいらした時は、

「東京都こころといのちのサポートネット」に貴機関のスタッフの方からご連絡ください

## こんな支援をいたします

再企図の防止のため

- 相談員が事情をお聞きして、どのような支援をすれば良いかを一緒に考えます
- 必要な支援を受けるための相談窓口をご案内します  
ご希望があれば相談窓口まで仲介させていただきます
- 必要に応じて相談員がご本人やご家族、関係機関とお話しし、必要な支援につながるよう  
ご相談をお受けします

## ご利用時のお願い

- まずは、日頃利用されている地域のネットワークの中で対応できないかご検討ください
- ご相談の第一報は、今、ご本人がいらっしゃる機関、もしくは主に支援している機関のスタッフの方からお願いします
- 現在の状態や経緯について、スタッフの方から情報をいただけるようお願いいたします
- 身体の処置や検査が必要な場合は、そちらを優先していただくようお願いいたします
- 貴機関が「こころといのちのサポートネット」からの情報提供等を活用して、他機関への仲介や本人・家族へ支援をした場合には、その後の経過についてご報告をお願いしています
- ご不明なことや、ご利用するかどうか迷われる場合には、ご相談ください
- 自傷他害の恐れがある場合には、本人家族の同意がなくても警察への通報が必要になります  
(迷う場合はご相談ください)



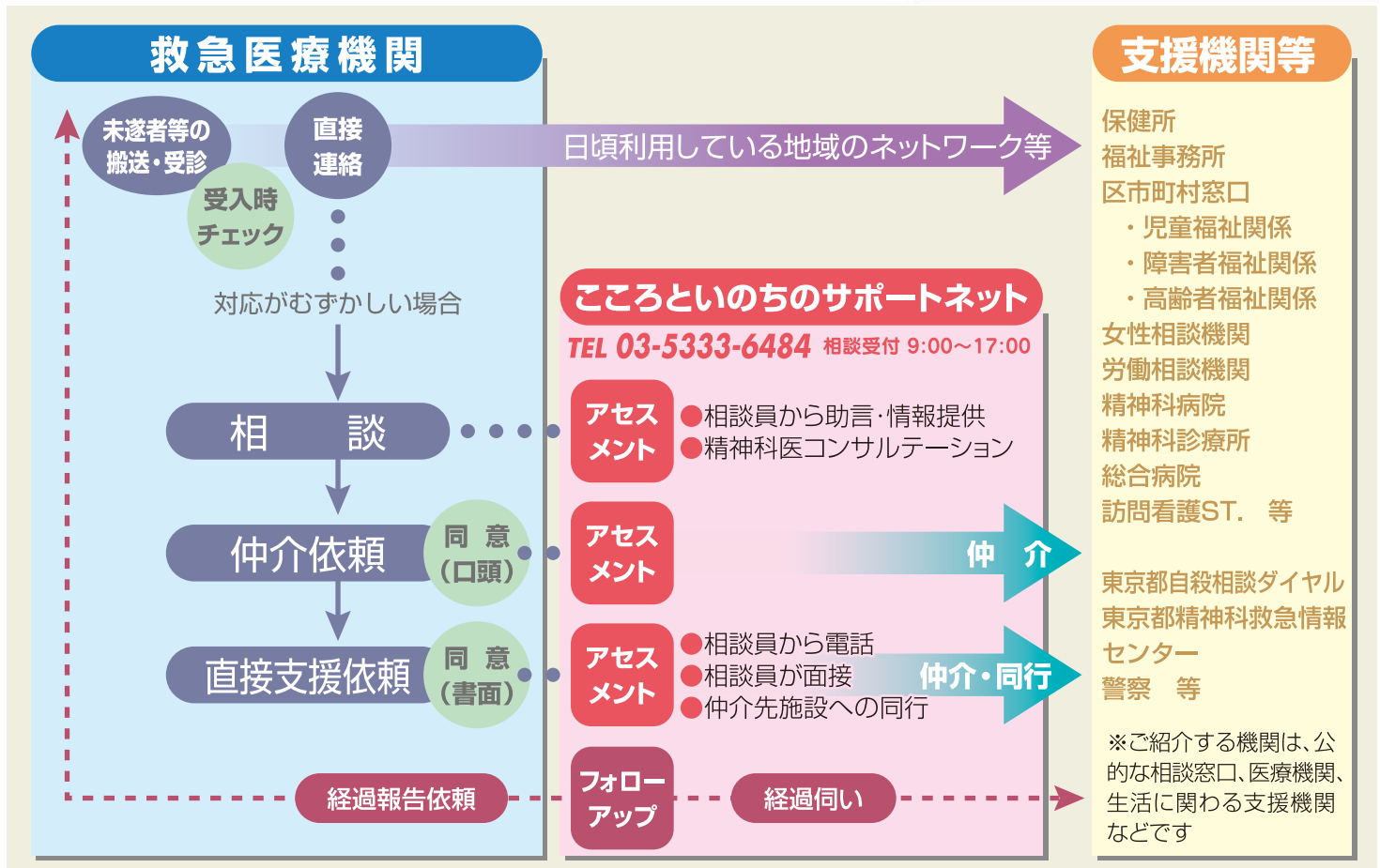
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都福祉保健局保健政策部保健政策課 TEL:03-5320-4310 FAX:03-5388-1427 HP <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/> 登録番号(26)85

ご相談は、東京都の委託によりNPO法人メンタルケア協議会がお受けいたします

# 東京都こころといのちのサポートネット

## 相談の流れ



### 相談のみの場合

- 相談のみの場合は、救急医療機関等のスタッフの方への助言を行います
- ご本人やご家族の同意は不要です
- ご本人の状況や経過など(主に「受け入れ時チェックシート」(\*)の項目について)をお聞きます
- ご本人やご家族を特定できるような個人情報はお伝え頂く必要はありません
- ただし、下記の情報は伺わせてください

性別、年代、住所地(地域)、家族構成、同伴者、生活費・医療費支払い方法、精神科受診歴、身体疾患の有無

### 仲介時の口頭同意について

- 仲介時には、現在の状況に加え、ご本人やご家族の基本的な個人情報を仲介先にお伝えする必要があります
- 原則として、ご本人(本人から取れない場合はご家族)の同意を下記の要領でとってください

1. 本人(家族)へ「このままお帰りがたはとも心配なので、東京都の相談窓口にあなたの情報をお伝えして、必要な支援機関を紹介していただくようにしたいのですが、よろしいですか?」と伝える
2. カルテや相談記録に、上記を説明した日時、説明したスタッフ名、本人(家族)が同意した時の返事をそのまま明記する

- 書面を使った方がよろしければ、相談依頼書(\*)をご利用ください

### 直接支援時の書面同意について

- 直接支援時には、ご本人やご家族の基本的な個人情報を把握したうえで、ご本人や家族と電話や面接などでお話する必要があります
- ご本人(ご本人から取れない場合はご家族)に右記の内容を明記した書面「相談依頼書」を渡して、署名をもらってください
- ご署名いただいた「相談依頼書」はコピーを取ってご本人にお渡しいただき、原本は貴機関で保存してください

(\*) 「受け入れ時チェックシート」「相談依頼書」の各様式は、「東京都こころといのちのサポートネット」でご用意しています

### 「東京都こころといのちのサポートネット」への相談依頼書

「東京都こころといのちのサポートネット」は、おつらい状況にある方に、精神的なサポートや生活の道筋を立てるためのお手伝いをする機関です。

相談員が事情をお聞きして、どのような支援があれば良いかを一緒に考えます。また、お役に立つ支援機関をご案内します。おひとりですらその機関へご相談するのが難しい場合は、仲介することもあります。

たとえば以下のような相談窓口です。

保健所、福祉事務所、消費者センター、法テラスなどの法律相談窓口、女性相談、子供家庭支援センター、精神科医療機関など

あなた様が支援を受けることを希望される場合、支援に必要な個人情報を「東京都こころといのちのサポートネット」と共有しますが、ご自身の支援のため以外に利用されたり、相談窓口とご利用になる支援機関のスタッフ以外に漏れることは絶対にありません。

上記のような支援を受けることをご希望される場合には、下記にご署名ください。ご署名いただいても、いつでも止めることができます。

現在治療や支援を受けている機関

宛

「東京都こころといのちのサポートネット」の支援を希望し、個人情報を共有することを承諾します。

年 月 日

住 所

連絡先電話番号

氏 名

代諾者

(続柄)

※「東京都こころといのちのサポートネット」についてのご質問がある場合や、支援を中止したい場合は、相談窓口03-5333-6484へご連絡ください。